

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年2月15日(2007.2.15)

【公開番号】特開2005-160652(P2005-160652A)

【公開日】平成17年6月23日(2005.6.23)

【年通号数】公開・登録公報2005-024

【出願番号】特願2003-402243(P2003-402243)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 Z

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成18年11月29日(2006.11.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技の進行に関する遊技制御を行う遊技制御回路と、遊技球の扱い出しに関する払出制御を行う払出制御回路とが設けられ、開閉不能に封印された基板ケース内に収容された1つの遊技制御基板であって、

前記遊技制御回路および前記払出制御回路には、前記遊技制御および前記払出制御を実行する1つの共通中央演算装置と、前記遊技制御および前記払出制御に関する情報を記憶する共通揮発性メモリとが搭載され、

前記遊技制御回路には前記遊技制御に関する情報を記憶した遊技用不揮発性メモリを、前記払出制御回路には前記払出制御に関する情報を記憶した払出用不揮発性メモリを、各自搭載する構成としたことを特徴とする弾球遊技機。

【請求項2】

前記共通揮発性メモリは、前記共通中央演算装置とともに1つのチップで構成されていることを特徴とする請求項1に記載の弾球遊技機。

【請求項3】

前記遊技用不揮発性メモリおよび前記払出用不揮発性メモリは、前記共通中央演算装置とともに1つのチップで構成されていることを特徴とする請求項1または2に記載の弾球遊技機。

【請求項4】

前記共通揮発性メモリ内には、遊技制御領域と払出制御領域とを設ける構成としたことを特徴とする請求項1ないし3のいずれか1つに記載の弾球遊技機。

【請求項5】

前記遊技制御基板上に、遊技球の発射に関する発射制御を行う発射制御回路を設け、前記共通中央演算装置は、前記遊技制御および前記払出制御に加えて前記発射制御をも実行するように構成し、

前記発射制御に関する情報を前記共通揮発性メモリおよび前記遊技用不揮発性メモリに記憶する構成としたことを特徴とする請求項1ないし4に記載の弾球遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

前記課題を解決するための請求項1に記載の発明は、

遊技の進行に関する遊技制御を行う遊技制御回路と、遊技球の払い出しに関する払出制御を行う払出制御回路とが設けられ、開閉不能に封印された基板ケース内に収容された1つの遊技制御基板であって、

前記遊技制御回路および前記払出制御回路には、前記遊技制御および前記払出制御を実行する1つの共通中央演算装置と、前記遊技制御および前記払出制御に関する情報を記憶する共通揮発性メモリとが搭載され、

前記遊技制御回路には前記遊技制御に関する情報を記憶した遊技用不揮発性メモリを、前記払出制御回路には前記払出制御に関する情報を記憶した払出用不揮発性メモリを、各々搭載する構成としたことを特徴とする弾球遊技機である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項2に記載の発明は、

請求項1に記載の弾球遊技機において、

前記共通揮発性メモリは、前記共通中央演算装置とともに1つのチップで構成されていることを特徴とする弾球遊技機である。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項4に記載の発明は、

請求項1ないし3のいずれか1つに記載の弾球遊技機において、

前記共通揮発性メモリ内には、遊技制御領域と払出制御領域とを設ける構成としたことを特徴とする弾球遊技機である。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

請求項5に記載の発明は、

請求項1ないし4に記載の弾球遊技機において、

前記遊技制御基板上に、遊技球の発射に関する発射制御を行う発射制御回路を設け、

前記共通中央演算装置は、前記遊技制御および前記払出制御に加えて前記発射制御をも実行するように構成し、

前記発射制御に関する情報を前記共通揮発性メモリおよび前記遊技用不揮発性メモリに記憶する構成としたことを特徴とする弾球遊技機である。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

しかも、請求項1に記載の発明によれば、遊技制御および払出制御を1つの共通中央演算装置で行い、遊技制御および払出制御に関する情報を共通揮発性メモリに記憶する構成としているため、中央演算装置および揮発性メモリの個数を削減でき、コストダウンを図ることができる。また、中央演算装置および揮発性メモリの個数削減により遊技制御基板の小型化を図ることができ、ひいては基板ケースのより一層の小型化を図ることができる。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

請求項2に記載の発明、請求項3に記載の発明および請求項4に記載の発明によれば、遊技制御回路および払出制御回路の、より一層の簡素化と高能力化を図ることができる。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

また、基板ケース内に収容された遊技制御基板上に発射制御回路が設けられている場合において、請求項5に記載の発明によれば、共通中央演算装置で発射制御をも実行するので、発射制御専用の中央演算装置を設ける場合に比べて中央演算装置の個数を削減でき、コストダウンを図ることができる。また、中央演算装置の個数削減により遊技制御基板の小型化を図ることができ、ひいては基板ケースのより一層の小型化を図ることができる。

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

しかも、請求項5に記載の発明によれば、遊技用不揮発性メモリおよび共通揮発性メモリで発射制御に関する情報を記憶させてるので、発射制御専用の不揮発性メモリおよび揮発性メモリを設ける場合に比べて不揮発メモリの個数を削減でき、コストダウンを図ることができる。また、不揮発性メモリおよび揮発性メモリの個数削減により、遊技制御基板の小型化を図ることができ、ひいては基板ケースのより一層の小型化を図ることができる。

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】削除

【補正の内容】